

# 明治期における倫理の葛藤 (一)

— 所謂「哲学館事件」をめぐって —

針 生 清 人

一

明治三五年、学生の書いた一枚の答案の内容に端を発して、倫理学をめぐる論争が起った。それは、事が起ると同時に「哲学館事件」と称され、多くの倫理学者、哲学者がその論争に参加することによって、日本倫理学史における一大事件に発展した。事の起りの事情は以下の通りである。

中学校師範学校倫理科教員無試験検定の資格が与えられて三年、その認可第一回の卒業生を送り出すに当って、哲学館（現東洋大学）では、隈本有尚、隈本繁吉両視学官以下の属官を迎えて卒業試験を行なった（十月二五日〜三一日）。その折の倫理科試験の問題の一つに「動機善にして悪なる行為ありや」があった。倫理学の問題としてはありふれた問題である。この問題に対して、ある学生は次のような答案を書いたと出題者の中島徳蔵講師はいう。

「人は彼が予知せざりし結果に対しては、之を予知せざりしてふ事実責任ありと云はば兎も角（其結果其のものには）責任ありと云ふを得ず、且

明治期における倫理の葛藤 (一)

又単に彼の志向たるに止まりて、動機ならざりし結果の部分を見て之に善悪の判断を下すべき者に非ず。否らずんば自由の為に弑逆をなす者も責罰せらるべし、自ら焚殺の科に供せんが為に、溺死に瀕せる人を救へる暴君も弁護の辞を得べし。唯夫れ吾人が動作全躰を計算し、(一)其の結果が全躰として善なるか将悪なるか、(二)是等の結果が当の目的なるかの問題に答へたる後、吾人は始めて之に就きて道德的判断を立つる権利ありとするなり。」後に問題となった箇所である。哲学館では『英国ムイアヘッド原著日本桑木巖翼補訳 倫理学』(Murhead's Element of Ethics)を教科書として中島徳蔵講師が担当していた。この答案は教科書『倫理学』の六六〜六九頁を忠実になぞったものである。

答案の文中、「自由の為に弑逆をなす者」を見た隈本有尚視学官は、試験終了後、中島講師と「雑談」の折、次のような問答があったことを中島講師は伝えている。

隈本「ム氏の主義に批評を加へたりや」

中島「講じ居る主義は大躰教師が此程度の生徒に適したりと認むる本な

一

れば別に批評せず」

隈本「伊庭の所行は如何」

中島「不可なり」

隈本「動機善なるに非ずや」

中島「否、彼の動機は単に主観的感情にして善に非ず」

隈本「然れども動機善なれば弑虐も悪に非ざるにあらずや」

中島「弑虐も絶対的に不可なりといふにあらず、唯だ已むと得ざる非常の場合にありて、其動機もし善ならば之を是認することもあるべし、本朝左る不祥の例なしと雖も、西洋に於てクロンウエルの所作の如きは、史家の是認を受けたるか如し」

隈本「グリーンも然かく説くや」

中島「然りと」信ず。<sup>(1)</sup>

明治二三年「教育勅語」の發布によって天皇制絶対主義イデオロギーの確立が企図されたが、明治政府を揺るがし、日本の存亡に関わるような大事件が続発していた。ロシア皇太子が警官に襲撃された大津事件(明治二四年)、韓国閔妃殺害事件(明治二八年)は君主といえども安全でないことを教え、日清戦争(明治二七、二八年)は世論の統一、挙国一致体制の確立を要求するが、職工義勇会、労働組合期成会結成(明治三十年)、社会主義研究会、尾崎行雄文相の共和演説(明治三十一年)、社会民主党結成(明治三四年)が続き、伊庭想太郎による星亨暗殺事件(三四年)があった。このような政治的、社会的事件の連続の中で、明治三二年「私立学校令」を公布し、私学を国家目的に従属させた。が、検定教科書をめぐる疑獄事件が起り、多くの校長、文部官僚の検挙があつて文部省の権威も著

るしく失墜していた(哲学館の試験に立ちあつた視学官隈本繁吉も後に逮捕された)。

このような背景の中で、視学官隈本有尚の質問は、伊庭想太郎の暗殺の動機についての倫理的評価如何によつては「弑虐」についても当てはまることに導いた。そのようなことに導びき得るムアアアヘッドの倫理説は「国体に合せざる不穩の学説」ということになり、そのようなことを何の批判も加えずに教授している哲学館の倫理教育も不適當ということになる。このような「国体に合せざる不穩の学説」との疑義に応える唯一の方途は、所謂「国体論」に沿つてのものでしかない。当初の中島徳蔵の弁明もそうであつた。(1)哲学館創立者井上円了の持論は世間で既に知るように「忠君愛国」にあり、哲学館の倫理教育もそれに沿つている。(2)ムアアアヘッドの倫理学は国家秩序を破壊するものではないこと。(3)動機善であれば弑虐も是認されるということについても、動機の善は個人の任意不合理なることを許さない。(4)皇統連綿たる我国では弑虐など絶対により得ない。中島個人もその著『倫理学概論』(明治三十三年)に於いて、孟子の弑逆説を排斥していること。(5)日本の天皇制は世界に特殊なこと、というものである。

以下やや長いが必要なので中島の云い分の全文を引いておく。「この日本たる東洋の君子国に於ては、何人も国家主権者には絶対的に服従せざる可からざるの義務あると感じ居ること最も痛切にして、偶ま之が理論的証拠を詮索する者ある時は、直に之を不敬者不忠者なりと為さんとする傾向あり、是れ其故何ぞや、吾人を以て之を見れば、其重要なる主因偏へに我

へに道德的なる、善なる、『ヨキ』国家なり、叡聖文武なる列世の天皇は、唯だ絶対的なる善をのみ謀り賜へり。国家は即ち君、君は即ち国家、君は即ち民の父、臣は即ち君の子、而して君と臣民と千古万古一致合躰して、曾て少しも相離れざるなり。是に於て忠は即ち忠国、愛国は即ち善道なり。生々々々、知らず識らず善美雄大なる君国の事を為す。是故に日本臣民の心には、未だ嘗て一たびもヨキ国、アシキ国家の意識、或は又ヨキ君アシキ君の意識確然剖せられざるなり。乃ち世界列国中独り我国にありては国家と云へば已に絶対的に善なる国家を意味す、君と云へば已に絶対的に善なる主権者を意味す、一般国民の君国に服従するは、道德的に善なりとの信念確乎たる亦宜ならずや」という自著において既に述べられたことを引用して、中島徳蔵は動機と行為に関する議論から論理的に「弑虐」があり得るとしても、日本に特殊な国体、尊皇の精神から事実的に「弑虐」はあり得ぬし、国民も又そのようなことを一瞬たりとても念頭にしないと云うのである。倫理学の原理を普遍的に探究する倫理学者ですら、日本に特殊な国体論を基底にしなければならぬという事実がそこに厳然としてあったのである。

しかしこのような弁明、事情がなされたが文部省は哲学館に対して次のような「照会」があった。

文部省文書課 普甲三八六三号

貴館教育部第一科ノ倫理学ニ於テハ動機ト行為トノ關係ニ付キ如何ナル趣旨に依リ教授セラレ候哉詳細承知致度此段及照会候也

明治三十五年十一月十七日

明治期における倫理の葛藤 (一)

文部省普通学務局長事務取扱岡田良平

私立哲学館長文学博士井上円了殿

追テ去月二十五日施行シタル本文学科目試験ノ生徒答案直ニ差出サレ度此段申添候也

哲学館側の弁明にも拘らず処分がなされた。

私立哲学館主文学博士井上円了

其館教育部第一科及第二科卒業ニ対シ明治三十二年文部省令第二十五号第一条取扱ヲ与フルノ件ハ自今取消ス

明治三十五年十二月十三日

文部大臣理学博士男爵菊地大麓

続いて、今回の卒業生に対して中学校師範学校教員無試験定に不合格の通知が小石川区長石川義弘名義で送付され（明治三十六年一月二一日）、中島講師の辞職が迫られた。

この処分に対して、中島徳蔵は「哲学館事件及余が弁解」を発表して文部省の処分を過酷を倫理教育、教育行政等の面から、文部省と世間に訴えた。これを契機にして様々な見解が多くの識者によって提示され、「哲学館事件」と通称されたが、その内容は皇室・国体と倫理教育、倫理学の原理、学問の自由の問題である。しかし、「哲学館事件」が起ったのは偶然でも突然のことでもないことを指摘する者もいた。

「口に勅語の難有さを述べ、筆に忠君愛国の文字を臚列しなければ、忠君でない愛国でない」という。そして事があれば「忠君愛国」によって人を

攻撃する風潮がある。内村鑑三不敬事件、久米邦武の「神道は祭天の古俗なり」による大学教授追放、尾崎文相の「共和演説」事件に続いて、「自由のため弑逆去々といふ引例」によって起った哲学館事件は、「これは実に偽忠君偽愛国の犠牲」である。今の文部省、その他一般の忠君愛国は「形式的の忠君愛国、蕪人形的忠君愛国」に他ならない<sup>(3)</sup>、と述べられるように、天皇絶対主義に立つ社会風潮とそれによる思想の自由の弾圧が厳に存在することの指摘である。

また、内村鑑三事件の際、内村を不敬なりと最も激しく攻画したのは学生であったが、哲学館事件に関して文科大学哲学科三年一同を代表する者による新聞投書は事件の本質に迫っているといえる<sup>(4)</sup>。

哲学館事件は国民一般の倫理思想と密接の関係を有するものであり、多くの人が議論を重ねている。が、「事件の根底に横はれる重要な疑問に至りては、未だ何等の解決を与へていない。事件の直接の原因はムアィアヘッドの動機説に関する見解であり、それに何らの解説を加えなかつたという教授の方法である。しかしそれ以上に問題は、国体の精華皇室の尊厳に関わるとされたところにある。国体あるいは皇室の問題は「実は国民年来の疑問也。而かも此疑問が常に曖昧に葬らるるを以て、忠良の臣民、誠実の学者にして往々不敬の悪名を蒙むるものありとは、世人の相ひ伝へて嘆息する所」である。このことが指摘するような状況は何時頃から始まったのであろうか。

## 二

明治という時代を導いたのは「王政復古」と「文明開化」という二つの

スローガンであったが、復古と開化という矛盾がその後の日本の進路を決定したのである。

「王政復古」とは、「王政復古の大号令」と呼ばれる諭告（慶応三年十二月九日）によって、「万機可被為行、諸事神武創業之始三原」くと示めされたように、古代天皇制に立つことを明にしたものである。それは「大政返上之上表」（慶応三年十月十四日）、「將軍職辞退之上表」（同月二四日）を直接に受けて、政権と兵馬の権が朝廷に帰したことで、いうならば、「天皇親政」の宣言であった。その間の事情を考えてみると、「大政返上」はその翌日に勃許されたが、「將軍職辞退」は「大号令」発布まで認められなかつた。認められるまでに若干の時間を要したことは、征夷大將軍に代つて軍事力を動員する機構と天皇直属の軍隊が朝廷になかつたことに依ると思われる。また、大政と軍事とが別物と考えられていたともいえる。従つてこの段階では「天皇」概念は軍事権を曖昧なままにしていたといわざるを得ない。以後、天皇親率軍隊を造出し、統帥権を確立することが重要な課題となるのである。

しかしそれ以上に、幕藩体制に代つて天皇親政を実現するためには、「天皇」のイメージを世に知らしめねばならない。「近年物価格別騰貴、……富者ハ益富ヲ累果、貧者ハ益窘急に至り候趣、畢竟政令不正ヨリ所致」という形で、幕藩体制下の政治を生活苦を生み出した不正なものとして否定し、そのような生活苦を生み出した「撰関幕府等」の、天皇親政以外の政治体制を廃絶（「旧弊御一洗」）し、「旧来驕惰之汚染ヲ洗」うためにそれに染まぬ歴史の上限まで遡行して、天皇親政の清浄性を求めたのである。すなわち、「太祖神武天皇既ニ天下を定めたまふや国造を封建して、

人と神とを司牧せしめたまひ、……而して土地人民悉く朝廷に帰し、天下大に治まれり」ということを理想とした。この天皇親政を復活するに当たって、天皇は「谷裏乃狭渡留極白雲乃隨居向伏限、逆敵対者波令在給波受」と百僚有司を率いて神に誓い、「往昔列祖万機を親らし、不臣のものあれば、自ら将としてこれを征し給ひ、……親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し遂には万里の波濤を拓開」する、と軍事権を持った古代天皇制を理想とする国家像を描いたのである。

「王政復古の大号令」は政権と軍事権とが天皇に帰属したことを宣言したが、現実的には土地も人民も軍事力もおお諸藩に属したままである以上、実質的には依然として幕藩体制のままであった。ということは人民もおお「藩民意識」を有するものであり、兵馬の権もおお虚名にすぎず、「藩籍奉還」、「廃藩置県」を待たねばならなかったのである。

「藩籍奉還」を実現したのは、薩長土三藩の献上した「御親兵」という天皇直属の軍隊の力を背景にすることである。しかしこの「献上御親兵」はどこまで天皇に忠節を尽すものであっただろうか。

幕藩体制が要求し強制した倫理は「忠孝」であり、広く一般庶民にも浸透して社会全体を支配していた。しかし「忠」が向う対象はあく迄も藩主であって、藩を超えてはいない。しかし欧米列強の日本来航を機に、侵略の脅威が広く人民の間で実感されるとき、「藩」を超えて日本国が一体となって「国家」の独立を守ることが義務と解され、それと同時に日本の唯一最高の君主は「天皇」であり、最高の忠義を尽す対象は天皇であるという思想が起つて来た。長州藩士久坂玄瑞は、各藩を横断して草莽志士が糾合義挙するためには「尊藩も弊藩も滅亡しても大義なれば苦しからず」と

書くに至っている。「大義」とは「藩」を超えて「国家」に方向転換した忠義に他ならない。それは正しく「藩」を否定する思想であり、藩主を超えて天皇に忠義をつくすという思想であった。しかしそれはあくまでも「思想」でしかなかったのである。

「王政復古」に関する問題の第一は「人民」の問題であり、第二は「軍隊」の問題であったと思われる。

幕藩体制にあつては、その頂点に立つのは各藩主であり、藩士・藩民の「忠君愛国」の対象はあくまでも「藩」であり「藩主」であった。藩主を超えるものの存在に対する「忠君愛国」を知らぬ「藩民意識」を如何にして「国民意識」に改編するのか、これが天皇新体制最大の課題であつたと思われる。このことについては、清浄な古代天皇制という非現実的な歴史観に神話を根底にして「住民塗炭の苦しみに」「宸襟を悩ませ」給う「民の父母」というエモーショナルな天皇のイメージを強調し、藩民を天皇の「赤子」と呼び直すことから始まった。歴史に潜在している思想としての「天子」を、全ゆる現実的な権力の上に立つ「天皇」として実体化すること、また、政体がいかなるものであったにせよ、「万世一系」という天皇制こそが「国体」として最基底にあつたこと、このことの強調、再確認であり、幕藩体制に於ける「藩・藩主」への「忠君愛国」を「天皇・国体」への「忠君愛国」への転換である。この転換のために、天皇は行幸、巡幸を反復しつつ人民の前に姿を現し、物価騰貴に宸襟を悩ませ、地方に埋れた忠魂、孝女烈婦の表彰を行なう「民の父母」として常に人民の身近かに在るというイメージを、いわば土臭い庶民的な場所にも植えつけたのである。この身近かにあるというイメージは、しかし、現実の権力を超え

るものとして「神聖」なるものというイメージがあつてこそ強烈なインパクトを与えたのである。このことが最も強く、組織的行なわれたのは後の学校、軍隊であり、生徒、兵士の社会生活の場である各家庭にも神棚に並べて「御真影」をかざるといふ習慣を通じて、「臣民化」を国民生活の中に浸透させていくのである。このようにして、神聖なる天皇のイメージが国民道徳の上に姿を現らわし、様々な教化によってその定着が計られ、「教育勅語」に収斂するのである。

新たに要求された国民道徳の中核に置かれたのは万世一系、天皇親政、祭政・祭教の一致の思想であり、これはさながら三位一体の如くにエモーショナルに伝承される「国体」観となつて、維新以来昭和二十年に至るまでの三代八十年にわたつて培われた「近代日本思想」の指導精神となつたのである。それは神国思想、現人神天皇崇拜、祭政・祭教の不可分、敬神尊皇、忠君愛国、国体明徴などの語がその時、その場で使い分けられることがあつても、常に渾然一体となつて維新後の国民教育の大前提であり、時代が下がるにつれてますます強化されたところである。そして憲法において天皇の神聖が条文化されたとき、それに抵触すると思われる一切が道徳的にも否定されることになるのである。

## 三

天皇親政を現実化する手段としての軍隊も、天皇制国家を樹立する実力であつたというだけでなく、国民道徳の教育の場でもあつた。

もとより軍隊とは国家権力を武力によって体現し、軍備を目的とする機関であり、国家の独立を維持し、外敵からの防衛、国策遂行に対する妨害

の排除等を行なうものであるが、このような意味での軍隊を朝廷は有していなかつた。天皇親政を実現するためには、このような意味での軍隊を作り出さなければならぬ。幕藩体制を解体し、それが有している軍事力を吸収することがその第一歩である。現実には討幕親征の布告によって始まつた戊辰戦争終了後、多元的な諸藩軍事力を「私兵」として否定、解体し、それを天皇親率の軍隊に一元的に再編することである。

「討幕親征の布告」はもとより幕府を倒すことを宣言したものであるが、それ以上に「恭順、帰順」という形で朝廷につくか否か、天皇親政という「本来的」な政体の再構築に参加するか否かを諸藩に問うものであつた。幕臣に対しても「勤皇証書」を提出させ、「旗本帰順之輩、自今朝臣被仰付<sup>9)</sup>て、「本領安堵」を約している。このことは幕府機構をそのまま新体制に組み入れることを意味するが、幕臣に対してはすら「本領安堵」を約したということは、幕藩体制の根幹である「土地」を藩から切り離せぬということを意味している。

また、諸藩に対しても「誓約」が求められた。「御誓約相済候輩ハ、…兵隊残置、一先御暇被下候、…将又未ダ御誓約不相済輩ハ其儘滞京可能在仰出候事<sup>10)</sup>」、「往々逆徒之鼻息ヲ窺ヒ、臣子之大義ヲ忘失シ進止曖昧、両端ヲ持シ候藩モ有之哉に相聞、…他日御吟味之上可被仰出旨モ可有之候<sup>11)</sup>」という「達」に見られるように、態度を明確にすることを「誓約」という形で求めているが、未だそこでは「藩」の存在を当然としており、天皇に対する「忠君」の要求は希薄である。

しかも、討幕親征が布告された上は「鴻大之聖慮ヲ奉戴シ速カニ皇国平治奉安宸襟候様御軍列ニ被召加候、大小諸藩大ニ軍備ヲ嚴ニシ同心戮力尽

忠誠可遂成功候事<sup>(12)</sup>と命ぜられたように、所謂「官軍」の軍列に徴集されたのは直接には「藩」であり、「忠誠」を求められたのも「藩」であった。又、出兵した藩士も個人の「忠誠」をつくすものでなく一括して「諸藩兵」と呼ばれ、あくまでも「皇国」と関わるのは「藩」である。

このような状況を打破して天皇親率軍隊を形成するため、「陸軍編成法」(慶応四年閏四月二十日)、「諸藩兵徴兵細目」(同二四日)、「常備編隊規則」(明治三年二月二十日)等の布告に見られるように、藩士を藩から切り離し、その力によって「藩」を解体せねばならなかった。しかし、「此御時節ニ付、無上下、皇国ノ御為、又ハ主家ノ為筋等存込建言イタ」すべきという文言(五榜掲示第五札覺)に見られるように、皇国(天皇)と主家(藩主)とを両立させざるを得なかったのが実情であった。このような状況における諸藩からの「諸藩兵徴集」が実際である限り、天皇親率軍隊とは名目的である。「忠君愛国」も二焦点であり、軍令権、人事権も未だ天皇の手中にはなかったのである。この難点を超えるために行なわれたのが、薩長土三藩による「御親兵」の献上である。

戊辰戦争に参戦し、討幕を果して天皇新体制を実現する主力であったこの三藩の献上した「御親兵」が天皇親率軍隊の母胎である。このことについて、「既ニ御親兵ト謂フ藩ノ都合ニ依テ之ヲ進退左右スルコト従來の如クナルコトアルヘカラス。苟クモ一旦御親兵ト為リタル上ハ、最早藩ノ家臣ニハアラス。万ニ薩摩守殿ナリ、将又長士ノ藩主ニシテ謀反セラルルカ如キコトアルニ於テハ大義ニ抛リ断然之ニ対シテ弓ヲ挽クヲ辞セサルヘキモノタラサルヘカラス」(『陸軍省沿革史』、『明治文化全集』所収)と述べられたように、親兵は天皇直属であり、「忠君」のあり方も明確にされた。

しかし、天皇―親兵の「忠」関係よりもなお郷党の結合がより強いことは、西南の役で示めされた。

さらに、軍隊を増強するために「徴兵」が行なわれた。「兵事ハ護国之急務、皇威ヲ発輝スル之基礎」であるから「前途一変全国募兵之御目的」を立てたという「徴兵規則」が布告された(明治三年十一月十三日)。それは「各道府県士卒庶人ニ不拘身軀強壯ニシテ兵卒ノ任ニ堪ヘキ者ヲ撰」ぶというものである。藩士以外の「卒庶人」までも徴兵することはもとより天皇体制の軍事的強化を企図したものであるが、それはなお諸藩に強力な士族軍団があったからである。なお、藩主に対する「忠君」の情の強い藩士に対して、その情の希薄な「卒庶人」に、天皇への「忠君」を期待したのである。この実力によって、諸藩常備軍を解隊(明治四年八月二十日)し得たところであるが、この解隊によって、所謂「不平士族」と称される軍事的集団を生み出したのである。藩を離れ天皇に直属することが「大義」の一語によって示めされたが、藩にも天皇にも直属せぬ軍事的集団が存在することは天皇体制にとって危険なことであり、それに対抗するために「忠君愛国」が強調された。

新政府に対する一連の不平士族による叛乱はさておき、後に征韓論をめぐり、近衛都督陸軍大将西郷隆盛が「大義」から身を離れたとき、二度にわたる慰留の勅語にも拘らず、旧薩摩藩士の多くは「大義」よりも、伝統的な旧藩の士族的団結を固くして軍隊を離れ、帰郷したのである。いうならば、「大義」よりも西郷に従うという「小義」が優先されたのである。また、これによって起きた西南の役の終了後、論行功賞と減俸を不満とした近衛砲兵二百余人による宮城砲撃事件(竹橋騒動)にしても、「忠君」

ということが未だ確固としたものになっていないということの証である。

この竹橋騒動を契機に、『軍人訓誨』(明治十一年八月)、『軍人勅諭』(明治十五年一月)によって軍人兵士の精神教育が強化された。それは先ず「大義」即ち「忠君愛国」の周知徹底であり、それ以降、軍隊では画一的な「忠君愛国」の倫理が強制された。国民皆兵が実現し、また除隊後に市井の人となつても在郷軍人会に所属し、簡閲点呼等で召集され、予備役、後備役(後、第一、第二国民兵役に改編)に編入されていく限り、軍隊での精神教育は国民に及ぶのである。軍隊はさながら倫理の工場となつて、国体論、忠君愛国という日本に特殊な倫理を有する「臣民」を産出し続けたといえる。

しかし、そのような状況に至るまでにはかなり長い時間がかかったといわざるを得ない。それほどに「藩民意識」が強かったということである。

#### 四

神武代という歴史の上限にまで遡行してイメージされた「天皇」は、藩士にせよ庶民にせよ極めて非日常的であり、理解し難い存在であつたと思われる。「尽忠報国之誠ヲ以テ可致奉公」ことを突然に求められたとしても、幕藩体制の伝統の中にあつては、諸藩士は陪臣であつて藩主を超えて將軍に「忠」をつくすことはなかつたということからしても、直ちに「藩主・藩」を超える「尽忠報国」に転換することも、それが何を意味するかの自覚を急に持つことはなかつたであらうと思われる。その限りで「天皇・国家」は要請概念でしかなく、その実体化が急がれたのである。それを果たすのが学校での修身教育、軍隊での精神教育、教導職その他政府機

関による社会教育であり、現実的な伝統的な結合を超える「天皇」人民(臣民)の直接的結合を確立することが唯一の目的であり、そのためにエモーショナルな「天皇」赤子」の家族的結合が強調された。

軍隊における精神教育は国民的自覚をもたらすべく、先ず「規律」を与えることから始まつた。

「海陸軍への達書並陸軍諸法度」(慶応四年二月)は軍紀の嚆矢であるが、その「諸法度条々十四ヶ条」の大略は喧嘩、放火掠奪、乱暴狼藉、押買を禁ずるもので、いうならば低級な公衆道徳を取り締まるものである。これが近代日本での道徳教育の始まりでもあつた。

「陸軍局法度六ヶ条」(慶応四年五月)、「陸軍軍律四条追加一条」(明治二年四月)は、前「六ヶ条」と同様、低級な道徳的訓辭を与えたものであるが、その第一条に「士風ヲ不失、礼儀をヲ守リ」とあり、兵士各個の精神的基盤を伝統的な武士道に置くことを明らかにした。それは軍隊において教育されるものというよりは、兵士にとつて本来的、自明なるものとされ、その後の軍隊での、従つて日本青年男子の精神教育の根幹に据えられた。

このような低級な道徳の維持が企図される一方、天皇に対する「忠君」が定かでないとき、兵士各個に対して天皇への「忠君」を「誓約」させることが行なわれた。

(1) 「親兵連判」(明治四年二月)。天皇体制確立の核として、「汝等積年苦勞シ以テ今日ニ至ル所謂実力ナル者全ク汝等服役スルニ在リ」と勅語でその功を認められていた「献上御親兵」にも、「誓約連判」が求められた。

(2) 「軍隊手牒の誓文」。兵士各個に明治四年以来、「軍隊手牒」が配布されたが、明治五年の手牒には四ヶ条の誓約が附せられていたが、その第一

条に「国家の為身命を擲ち忠勤を尽すこと」とある。これは鎮台兵募集に關する「生兵概則」(明治七年)に繼承され新兵に対する誓約となっている。

(3)「兵卒誓文」。これは「鎮台兵召集兵卒検査」(明治七年八月)の末尾に附されたもので、前記の「国家の為」に代つて「朝廷の為身命を捨て奉仕」と改められ、誓約は「天皇」に対して為されることが明示された。

(4)「軍人訓誨」(明治十一年八月)。徴兵令(明治六年)によつて一方的に兵役の義務を強制された庶民の不安、動搖に由来する「血税一揆」、不平士族による反政府運動の激化、加えて「竹橋騒動」に見られるような軍隊内部の不滿、これらの問題の解決を「忠君愛国」の精神教育の強化に委ねている。

(5)「軍人勅諭」(明治十五年一月)。天皇親率軍隊の精神的結合の根源、精神教育の根源である。これは単に明治軍制にのみ關わるものではなく、大正天皇勅諭に「皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇条ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ」とあり、また昭和天皇勅諭に「皇祖考夙ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ降シ給ヒ皇考亦申ネテ聖諭ヲ垂レ給ヘリ……先朝ノ訓諭ニ遵由シ……」とあるように、大正、昭和の軍隊もこの精神を繼承している。「軍人勅諭」は他の詔勅と比して著るしい特徴がある。即ち、「教育勅語」と同じく大臣の副署がなく、これは大正、昭和両天皇の勅諭も同様である。しかし「教育勅語」の精神を繼承する旨の詔勅を大正、昭和両天皇は出してないが、「軍人勅諭」に關しては即位と同時にしていること、「教育勅語」は漢文調であるのに「軍人勅諭」は全文和文調であり、全ての漢字にルビが附されていること、「軍人勅諭」は「勅諭」といいながら前段に

歴史(兵制の沿革)が記るされ、後段に軍人の守るべき五ヶ条の精神徳目とそれについて解説ともいふべき文章が続いていること、以上のような特徴を有している。このことは「軍人勅諭」が兵士の精神教育にとつて重要な役割を果すことを期待してのことと思われる。

「軍人勅諭」における五ヶ条の徳目は、「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」という天皇が上から「訓諭すべき事」として命令形で記るされ、各条に解説を附している。

一 軍人ハ忠節を尽すを本分とすべし。報国の心、義が強調され、汚名が否定される。

一 軍人ハ礼儀を正くすへし。服従が軍隊活動の基として、和階が軍隊結合の核として強調され、それを乱すものは「国家の為にもゆるし難き罪人なるべし」と否定される。

一 軍人は武勇を尚ふへし。傳統的武士の徳、温和が強調され、血気、小勇が否定される。

一 軍人ハ信義を重んずへし。大綱順逆、公道理否のわきまえが強調され、小節、私情の否定。

一 軍人ハ質素を旨とすへし。士風兵気を強調し、文弱輕薄、規則違反の否定である。

以上の五条の遵守が一体となるとき「一の誠心」に統一されるのであり、この五条は軍人の精神、軍人に特殊な徳目であるだけでなく、「天地の公道人倫の常経」であるとして国民道徳そのものとしたのである。すなわち「一の誠心」という「此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず」、「報国の心堅固ならされハ如何程技芸に熟し學術に長するも猶隅人にひと

しかるへし」と述べられるように普遍的道德であることが強調されたのである。この「軍人勅諭」は軍隊手牒の冒頭に掲げられ、兵士はこの手牒を常時所持したのである。しかも「軍隊手牒ニ係ル心得」によると、「兵役満期若クハ事故ニ因リ兵役免除ノ際ハ之ヲ当人ニ下付スヘキ事」とあり、又、「在郷軍人ニシテ此手牒ヲ破損紛失等シタルトキ」の届出の義務づけ、応召、簡閲点呼に参加する時の携帯が記されているので、一旦兵役に服したものは終生この「軍人勅諭」に束縛されたといえよう。

(5) 「軍隊内務書」(明治二十七年、第二版)。誓文は形式化され、新兵入隊に際しては「誦法聴聞セシメ誓文牒ニ署名捺印」(第三条)させられた上に、「新兵ヲシテ凶列ヲ作ラシメ聯隊長ハ其中央ニ在テ勅諭ヲ奉読シ之ヲ聴聞」(第四条)させられた。「軍人勅諭」に依るだけでなく、「誓文」が必要であった。

(6) 同前の「満期兵退管取扱ノ定則」第二章第一条では、除隊兵は連隊長により「天皇陛下ニ対シ奉リテ忠節ヲ尽ス事ハ瞬時タモ忘ルヘカラサル事」、「予備役後備役中ハ猶ホ在營ノ心得ヲ以テ地方ノ法律ハ勿論陸軍ノ法令ヲ嚴重ニ遵守スヘキ事」で命令されたのである。ここに至って軍隊内部で行なわれていた天皇に忠節をつくすという誓約は、命令によって軍隊外の市井の生活にまで及ぶことになったのである。更には「郷ニ在リテハ忠良ナル臣民トナリ軍ニ從ヒテハ国家ノ干城」となることを命じた「在郷軍人勅諭」(大正三年)を考慮すれば、軍隊は単に「国家ノ干城」として存しただけではなく、「忠良ナル臣民」を形成する倫理教育の場であったことは明白であり、「軍隊は倫理の工場であった」と前述した理由はここにあるのである。

以上の様に、新たに軍隊編成権者となった天皇と、軍隊構成員となる兵士の間を結合する契機が一つとして存しなかった故に、軍隊編成権者たる天皇への忠節、国家意識、軍人精神を兵士各個に植えつけることが不可欠であったのである。

しかも、「国家が其ノ存立ヲ賭シテ戦争ヲ行フニ当ツテハ健全ナル男子ノ全部ヲ以テスルモ尚且不足ヲ訴フルヲ常トセリ殊ニ戦争持久ニ陥ル場合ニ於ケル兵員補充ノ難易ハ勝敗ヲ決定スル最後ノ有力ナル要素ナリ」(14)に要約される理由で、国民皆兵が実行されるとき、全く国民意識、国家意識もなく、文字すら持たぬ庶民をも徴兵するのであるから、軍隊での「忠君愛国」の倫理教育が不可欠であり、それは「其良兵ヲ養フハ即チ良民ヲ造ル所以」(15)と述べられるように、軍隊内の倫理教育は国民全体に向っての「忠君愛国」の倫理へと拡充されて行くのである。

## 五

明治を導いたもう一つのスローガン「文明開化」とは、世界に門戸を開らくことを通じて西欧をモデルにした近代化を促進することを意味していた。しかも、その根底には古代天皇制への「復古」という矛盾があり、その矛盾を近代西欧の生み出した文物、制度を以って被覆しようというものであった。例えていうならば、つい最近まで見られたように、大通りに面した木造日本家屋の屋根の部分の周囲を板で囲いこみ、セメント、モルタルを吹きつけて、洋風建築に見せかけたようなものである。しかし何れにしても、その被覆するものは近代西欧の生み出したものであり、それを受容せねばならず、その受容することそのことが「開化」を意味したところ

である。「開化」を促進するためにも、新しい国家体制を建設するためにも、学校教育の重要性が早くから考えられ、新政府樹立と同時に学校教育の方針が立てられた。

(1) 皇学所・漢学所設立規則（明治元年九月十六日）。明治改元と同時に出されたこの規則で示めされたのは、「一、国躰ヲ弁シ名分ヲ正スヘキ事、一、漢土西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事」ということである。これを見ると、古代天皇制の復活に対応するように「皇学中心」であり、儒学、西洋学は共に副次的な位置に置くことが方針となった。

(2) 大学設立規則（明治二年七月）。皇道・国体を明らかにするため「皇学」を最重視するが、開化のために「西洋ノ学」の内「格物致知」「開化日新ノ学」も採用すべきことが述べられた。

(3) 「学躰」（大学規則）の公布（明治三年）。ここでは「皇学」重視の方針が消え、「内外相兼ネ彼此相資ケ所謂天地ノ公道ニ基キ知識ヲ世界ニ求ムル」ことが強調された。

以上の三者を並べて見ると、「復古」と「開化」をめぐって教育政策に動揺があったことを伺い得る。

(4) 「学制」公布（明治五年八月）。国家の富強、近代化、民衆の教化を目的として、普通教育を全国で一様に実施するため学区制、義務の育制を明らかにした。「国民皆学」によって「文明開化」の実をあげようとしたのである。

しかし「開化」を進めることは当然のこととして、様々な思想を受容することになる。特に政治思想の受容が著しく、板垣退助らは愛国公党を結成し、「民撰議院設立建白書」（明治七年一月）を提出した。それは人民

の主体的な政治的結合を求めるものであるが、加藤弘之らはこれを時期尚早として反論を加えたことに依って論争が起った。この論争を通じて、人民の政治意識は一段と高まり、天賦人權論に基く自由民権運動が激化し、植木枝盛の如く「日本国憲案」を起草（明治十四年）する者も現れるに及んで、政府は国会開設の時期を明治二三年と決定する旨の詔勅を発せざるを得なくなった。

このような自由民権運動の拡大と激化は明治政府が企図した「開化」の範囲を超えるものであり、樹立間もなく未だ人心を十分に把握していない政府はこの状況に脅威を感じ、体制強化を企図して教育政策の転換を計らざるを得なくなったのである。

(5) 「教学聖旨」公布（明治十二年）。教育政策の転換は、「学制」の廃止、教育令の改訂に続いて「聖旨」の公布となった。それは維新当初、世界を範とする教育を求めたが、それは日本の伝統的な教育の中心に置かれた「忠孝」を第二義的なものに変えてしまったために、風俗・道徳を著るしく害していることを、巡幸の折、各地で実感したので教育の改善を求めるといふ形をとっている。この「教学聖旨」は儒教主義の復活であり、道徳教育の強化をもたらすものであった。その強化は特に教科書の内容、教師の思想行動に向けられたのである。

(6) 「幼学綱要」の下賜（明治十五年十二月）。天皇の指示によって編纂に当たったのは、後に「教育勅語」の起草に深く関わった元田永孚である。この「綱要」に網羅された徳目は元田の儒教主義を反映しており、「孝行、忠節、和順、友愛、信義、勤学、立志、誠実、仁慈、礼讓、儉素、忍耐、貞操、廉潔、敏智、剛勇、公平、度量、識断、勉職」が列挙された。

この「幼学綱要」の下賜に当って天皇は勅諭を渙発し、「儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム」と述べて、道徳教育の中心に置くことを明確にした。その延長線上に成立するのが「教育勅語」の発布(明治二三年十月三十日)であった。

(7)「教育勅語」。この「勅語」は(1)忠孝が国体の精華であり、教育の淵源であること、(2)儒教的徳目の遵守が伝統であること、(3)この儒教的徳目は古今中外に示めて普遍的であること、(4)この徳目を遵守することが忠良な臣民であり、祖先の遺風を顕彰すること、を「臣民」に示めたのである。

「教育勅語」の下賜に当って、芳川顕正文相は全国の教育職に従事する者に対して「殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ会集シテ勅語ヲ奉読シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ」という訓令を發した。

この訓令によって、「教育勅語」が学校教育の根底に置かれ、(1)祝祭式日に学校長による「勅語奉読」と訓辞、(2)勅語と御真影が安置されている奉安殿に向つての拝礼、(3)修身の授業における註釈、説明、という「教育勅語」教育の様式も確立した。また、生徒は「教育勅語」を暗記し、徳目を熟知することが要求された。他方、歴史教育では歴代天皇の名を暗記することで「万世一系」の国体を知ることになる。このようにして「教育勅語」を暗記していない者はいないというところまで徹底されて、深く国民に浸透するにつれて、儒教主義を超えて国体主義とでもいべきものが台頭するのである。それは「教育勅語」に基づく「忠君愛国」の倫理を確固不動のものとし、天皇帝制を絶対視する原動力となつたのである。ここには

「教育勅語」に反するものは天皇帝制に反する者であり、「非国民」と見なすことが始まつている。

## 六

「教育勅語」の発布直後の十一月三日天長節に際して、第一高等中学校校長木下広次は「此勅語は我国教育の基礎学制の大本にして決して学理学説と同一視すべきものにあらざ若し之に違ふものはこれを我國民というべからず」と述べている。そこに見られる姿勢は、批判を許す「学理学説」と異なつて、「教育勅語」を神聖かつ絶対的なものとして批判を許さぬというものである。この第一高等中学校に起つたのが「内村鑑三不敬事件」(明治二四年一月九日)である。この事件は、キリスト者内村鑑三が「勅語」に拝礼しなかつたことへの糾弾であつた。それは勅語と良心の問題、あるいは勅語体制とキリスト教の問題である。これについては所謂「教育と宗教の衝突」と呼ばれる論争が井上哲次郎、本多庸一、内村その他の参加によつて続いた。

さらに、帝大教授久米邦武の論文「神道は祭天の古俗」の筆禍事件が起つた(明治二五年三月四日)。その論文は神道の起源を論じたものであるが、その論述が「教育勅語」の言う「皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ」に反するとして糾弾され、休職に追いこまれたのである。「教育勅語」を絶対視する「世論」が教育、研究の自由を許るさぬようになっていゝことを示めしているのである。

このような極端な国体主義、皇道主義の倫理が強行するには理由がある。「学制発布」(明治五年)以来、「小学教則」で倫理の教科書として指

定されたもの主たるものは西洋倫理学書の翻訳あるいは翻案であった。最も著名なものは、箕作麟祥訳、原著米國ロウレンス・ヒコック『泰西勸善訓蒙』正・続であるが、その正編では「天ノ恩、父母ノ恩、国ノ恩」が説かれているが「君ノ恩」「忠君」を欠いている。また、続編では「国の権は遙かに帝王の権に超ゆる者とす」とある。以下、中村正直訳『西国立志編(自助論)』、福沢諭吉『東蒙教草』、阿部泰蔵訳『修身論』の何れも「忠義」が徳目として挙げられていないのである。また、翻訳書の多くに見られることは「忠君」と「愛国」の分離であるが、国体論の立場からすれば「忠君愛国」の統一でなければならず、倫理教育は翻訳を離れるべきであることが求められ、「忠君愛国」の倫理を強化せねばならなかったからである。

その意味で「教育勅語」の趣旨と精神を広く庶民に伝えるため勅語の解説が必要であった。井上哲次郎『教育勅語衍義』(明治二十四年)、稲葉包通『勅諭修身書全』、井上円了『勅語略解全』(三三年)、亀尾肇『教育勅語修身解』、当山亮造『神勅勅語解義』(三四年)、川島庄一『聖諭小解修身講義録』、井上円了『勅語玄義』、桐陰義会『聖諭修身鏡』(三五年)、武井義『教育勅語略解』(三六年)、田中智学『勅語玄義』(三七年)、安田篤『教育勅語講義』、中島力造・篠田利英『勅語要解教科書』(三九年)、吉田静致『師範学校修身教科書勅語要義』、井上哲次郎『初等勅語教本』(四十年)、井上円了『勅語義解修身歌』、村源一郎『教育勅語略解』、東京育成会『教育勅語読本』(四一年)の如く、多くを教えるのである。

後に「修身教会」を設立(三六年)し、勅語普及のため全国を東奔西走した井上円了の『勅語略解』を例にすると、先ず勅語の行文を掲げ、次に

「字義」を施し、文字の読み方、意義についての「略解」を加えるという形式をとっている。

行文の内「世々厥ノ美ヲ済セルは此レ我國躰ノ精華ニシテ教育の淵源亦実ニ此ニ存ス」を例にすれば、先ずこの行文が掲げられ、次いで「字義」の項があり、「○国躰は国のスガタにて、我が国の他邦と異れる有様なり○精華とはキヨク雜リナキを精といひ、華は美しき花なり、一口に言へば純粹最美の良風なり○淵源はフチミナモトにして教育のオホモトをいふ」という説明がなされ、続いて「略解」として「我が邦の人民は、もと同じ族より出でたるものにして、一人として皇室の臣民にあらざるなし。故に忠孝の關係の如き、他国にありては、其道異なるも、我邦にありては、其の致一なる習俗を成せり。是れ真に我が皇祖、皇宗の御遺訓にして、君臣の大義なり。億兆の臣民、古より皆、其の心を一にして、此道を尽くし来れるは、即ち我国風の万国に卓絶する所以にして、実に皇統一系の国躰に固有せる一種の美德と謂ふべし。教育の道も亦実に其の源を此に発する者なれば、今後の方針も之に由りて定めざるべからず」と解説を行ない、「忠孝の道の我が邦固有の美德」であることを証するため、歴史上の人物を列挙して、我が国躰は、此の忠と孝との大道によりて組成「されており、内は建国以来、一人の神器を覬覦するもの」もいなかったと解説を進めるのである。その解説に一貫するのは、「万国に比類なき一種特別の国躰」、「忠信孝風の人倫」の重視、建国以来「皇室、国躰を護持」して来たこと、「我が邦倫理の大本は実に忠孝の大道」であること、友、和、信等の徳目は「要するに、忠、孝の二道に他ならぬこと、忠孝の二道一致が祖宗の遺訓であつて、「天皇陛下の新たに設けさせ給ひしにはあらぬこと」の強

調である。ここに展開されるものは、全くの国体主義に立った忠実な勅語解説であつて、西洋哲学を学んだ面影はないかのようである。

七

「忠君愛国」の倫理を広く国民の間に定着させる役割を果たしたのは、「教育勅語」を基本とする学校の道徳教育と、「軍人勅諭」に収斂する軍隊の精神教育とであつた。「学制頒布」(明治五年九月五日)によつて国民皆学の義務を基底に置く教育が「文明開化」の路線にあるとすれば、「徴兵詔書(太政官告諭)」(明治五年壬申十一月二八日)によつて、つまり国民皆兵の義務によつて成立する軍隊は天皇親率軍隊を擁する古代天皇制への還帰を目的とする「王政復古」の路線にあつたといえる。天皇体制が新たに国民を義務によつて束縛した教育と軍隊とは、「開花」と「復古」という方向において異なるが、それらの目的において一致することは次のことからも明らかである。

「抑々男子タル者生レテ六歳小学ニ入り、十三ニシテ中学ニ転シ、十九ニシテ其業ヲ卒へ、二十歳ニ至リ兵籍ニ入ルト数年ナルトキハ遂ニ国内ヲ挙ゲテ一夫トシテ兵士ナラサルナク、一民トシテ文書アラサル無シ、是時ニ当リ海内ヲ以テ文武一大学校ト看做シ」と述べられるように、国民皆兵と国民皆兵は一体として捉えられている。兵役と教育の義務化は一体となつて、士族の文・武の独占を解き放し、少なくとも「文明開化」の証である「四民平等」を名目的であれ、これを国民のものであるとして封建の旧習の一端を打破して、天皇体制確立という維新の精神を貫徹したのである。

しかし、「十九ニシテ其業ヲ卒へ、二十歳ニ至リテ兵籍ニ入ル」と山県

有朋が述べるような事情に至つたわけではない。義務の制度化が成りはしたが、それは初等教育においてであつて、尋常小学四年で学校教育を終了するのがほとんどである、あるいはそれすらも終了せぬというのが当時の実態であつたのである。ということは、尋常小学四年間だけが、日本国民の大半の者にとつて「忠君愛国」の道徳教育を受ける唯一の機会であつて、その後の約十年に及ぶ社会生活においては、道徳教育、精神教育を組織的に受ける機会はなかつたのである。社会における「忠君愛国」の教化が必要とされたが、その当初は天皇が親しく人民の前に姿を現わすという「行幸」がその役割を担い、「教育勅語」渙発以後は、「勅語」に関する各種解説書がその任に當つた。

当時、最も社会啓蒙に尽力した一人である井上円了が、特に庶民の道徳教化に着手するに至つた動機は西欧体験にある。井上円了は「哲学館」設立(明治二十年)後、直ちに西欧遊歴をなしたが、その折、彼の心をとらえたのは「日曜教会」の教化活動であつたと思われる。

我が国では「学校を止めたらマウ教育を受けると云ふことはない、尋常小学四年仕舞ばそれで五十年でも七十年でも教育なしに生涯やり通す人がある」、「教育のお勅語も授けられてあるけれども、此卒業して仕舞ふと、道徳の道の字も無い様になる」が、これに対して西欧では、「学校を卒業すれば其後は寺があつて、倫理道徳の道を説きそれが一遍や二遍でない、毎週くく教へる」ところである。この「日曜教会」の如きものを設け「一般人民の教育」を引受ける必要があるという。そして円了は自らそのことを行ふべく「修身教会」を設立(明治三十年)するが、その「設立旨趣」およびその機関紙「修身教会雑誌」によると、「教育勅語」に基づく

「忠君愛国」の道德と円了の真に目的とするところに差異がある。

円了は「哲学館」創立以来、その拡張のため前後二回日本全国を巡遊し、「地方の宗教の振わざるを見、徳義の衰ふるを察」したのでそれを振興すべく、「各地方に於て脩身教会を設置」というものである。維新以来の「我邦百般の進歩発達」は著るしいが、「国勢民力」の点では西欧に大きく遅れている。円了はその原因を特に徳義の衰えに認めるのである。すなわち、「我國民の道義徳行の彼れに及ばざる所あるに由る」というのであるが、その原因は、学校における「忠君愛国」、「忠孝」の道德教育にあるという。「忠孝」は我國民の一般に熟知するところであるが、「其忠たるや多くは戦時の忠にして、平日の忠にあらず、其孝たるや極端に孝にして、通常<sup>(19)</sup>の孝」ではない。学校教育で教授される「忠孝」はあくまでも封建道德の基本であつて、「戦時の忠、極端の孝」に依拠する限り、新時代の「国勢民力」を隆盛にするものではない。ということとは、目下、國民に示される「忠孝」は「是れ忠孝の未だ其意を尽くさざる」ものであつて、これが西欧に遅れることの原因である、というのである。

井上円了の考える「忠孝」とは次のようなことを意味している。忠孝の小意は所謂「修身齐家」であり、「大にしてはよく社会国家をして富強ならしむるの謂」である。そしてそのような「忠孝」の内には、「儉約、勉強、忍耐、誠実、信義、博愛、自由等の諸徳」が含まれている。これらの諸徳とは民間市井の日常的な徳目にすぎないが、これらの諸徳の実行において西欧に劣っているというのである。しかしこれらの諸徳は「忠孝」の内に含まれていると、円了が言わざるを得ないのは、「教育勅語」を道德教育と定めた時代の背景を考えると当然のことであつたであらう。しかし、

円了の意図するところは、次のことから明らかである。

國民道德を奨励するための「修身教会」は、それに対応する「本尊」をもたねばならぬ。本尊には心の内に立てる「主観的本尊」と、心の外に立てる「客観的本尊」がある。我々は良心に従つて一身を処するのであるから、「修身教会」では良心を主観的本尊とする。これに対して、「忠道為本の道德」は「教育勅語」によつて示されたのであるから、「我等臣民に於ては」、皇室を客観的本尊とする。「換言すれば、表面の本尊は皇室にして、裏面の本尊は良心<sup>(19)</sup>」である。円了は日本に特殊な、「教育勅語」に基づく「忠君愛国」の道德と、人類普遍的「良心」の倫理を区分し、その上で「昔日の忠孝は、鎖国時代に応用したる為に、開国の今日に適せざる所なきにあらず、換言すれば、忠孝の意義の狹隘に過ぐるの嫌<sup>(20)</sup>」いがあるので、「忠孝の意義を拡充」して「開国の國民として守るべき諸般の心得」を教化すべきだといふのである。

確かに、「修身教会」は「教育勅語」の普及を任務の一つとして掲げてはいるが、それは「忠孝」の真の「意を了せずして、昔日と同様の解釈を下すものあらんことを恐」れてのことである。円了はさらに進んで、「修身其物の理想上の本山及び本尊」を尋ね、理想上の本尊は「物心の本源」、理想上の本山は「宇宙の実躰」を知るに至るが、この両者は「絶対の一元」であつて二者に分れることはない。その躰は「無形無象」であつて不可知であるが、その理を教えるものは哲学であり、これを人身の上に実現したのが聖人だといふ。

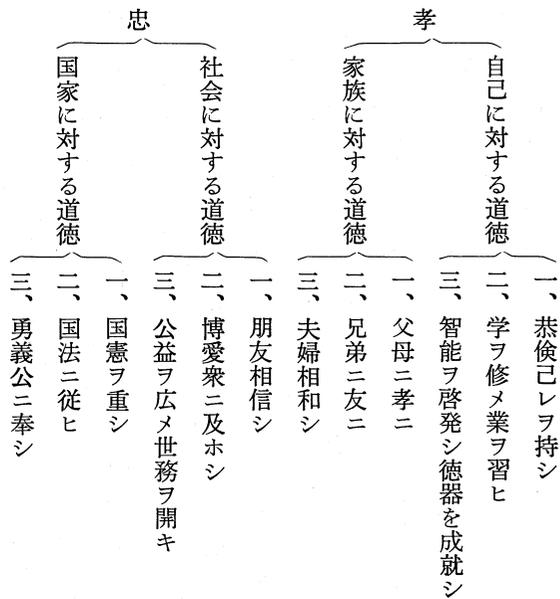
円了は「忠君愛国」の道德を肯定しつつも、その日本の特殊性を超えるために、その根底を探ぐり、「忠君」の対象を社会と国家に求めるのであ

る。

円了の「教育勅語」の解説書『勅語玄義』によれば、行義解釈の類書は数多くあるが、「勅語の深意を開説し尽く」したものはない。勅語の深意は諸家の行義解説の外にあると思われる。勅語には「表裏二様の意義」があるが、世間の行義は単に表面の意義を解するのみで、裏面の深意を見ていない。そこで円了は世間の表面的な行義を「勅語通義」と呼び、裏面のそれを「勅語玄義」と名づけている。「通義」では、「忠孝二道」が眼目であり、「忠孝為本の道德」が強調される。しかし、この「忠孝為本の道德」は日本に特有の人倫ではなく、むしろ「東洋共通の倫理」と見なすべきである。これに対して、日本には「古来一種特有の道德」があり「一種無類の国体を維持」して来たところである。「無窮の国体」の成立する所以は「深遠幽妙」で伺い知れぬものである。すなわち、「忠孝為本」の道德の他に「一種の玄妙なるもの」が存するのであり、これによって日本に特有の「国体」の存立を見たのである。これが「一種特有の元氣」、「和魂」、「日本魂」である。この魂が皇室に対する場合「忠」と称されるが、この「忠」は日本特有の道德を示めすものでなく、世界に共通なので「相対的忠」である。「相対的忠」では忠と孝は対立する。これに対して「絶対的忠」というべきものがあるが、それは「忠孝和合して一となりたる高遠玄妙」の忠である。

しかし、日本に特有の「国体」の成立を見る「日本魂」は、それだけでは日本に特有の「一種の元氣」と云い得ても、道德とは云い難いのであり、「絶対的忠」の成立起源を探ぐらねばならない。しかし、「教育勅語」が述べている忠孝二道、すなわち円了の云う「相対的忠」、について解説する

「相対的積義」を進めると、孝は自己と家族、忠は社会と国家、に分けられるという。それを図式化すると次の通りである。



以上のように示めされた「相対的積義」では各徳目は「忠、孝」に帰着するように、「忠孝二道」の道德が示めされるが、円了は「絶対的積義」が成立するといふ。(未完)

注

- (1) 『哲学館事件及余が弁明』『哲学館事件と倫理問題』(清水清明編) 四頁
- (2) 中島徳藏『倫理学概論』哲学館 明治三三年 一七六頁
- (3) 『哲学館事件とは何ぞや』高嶋米峯(清水清明編所収、百六十三頁)
- (4) 『哲学館事件に關し学界の識者に言す』(同前書所収、二百十頁以降)
- (5) 会沢安『新論』岩波文庫 三三頁
- (6) 『五ヶ條の誓文』の祭文
- (7) 明治天皇の親翰、慶応四年三月、太政官日誌五、『新聞集成明治編年史』

- 所収
- (8) 文久二年正月二十一日付「武市瑞山宛書簡」『日本史籍叢書』「坂本龍馬関係文書」所収
- (9) 「太政官日誌二四」『新聞集成I』百三頁、「江湖新聞五月八日」同書九一頁
- (10) 「太政官日誌十」同前書三八頁
- (11) 「太政官日誌十六」同前書五八頁
- (12) 「海陸軍人への達書」明治元年二月
- (13) 「兵部大小輔及御親兵少佐以上に賜りたる勅語」明治四年九月、『皇軍建設史』所収
- (14) 陸軍航空整備学校編『軍制学教程』昭和十五年 五四頁
- (15) 「教育令」綱領七
- (16) 第一高等中学校「校友会雑誌」第一号(明治二十三年十一月)
- (17) 山県有朋「論主一賦兵」(明治六年)
- (18) 井上円了「欧州所感」『円了講話集』(明治三七年) 所収
- (19) 井上円了「修身教会の本尊と本山」『修身教会雑誌第七号』(明治三七年) 所収
- (20) 井上円了「修身教会設立について」『修身教会雑誌一号』(明治三十七年) 所収